

広島市安佐南区告示第93号

令和7年10月16日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年広島市規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市安佐南区長 高石 実

自動車臨時運行許可番号標番号

広島 15－41